

ガソリンスタンド事業者の皆様へ

★★★消防法改正のお知らせ（令和2年2月1日施行）★★★

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して

- ① **本人確認**(運転免許証の提示など)
- ② **使用目的の確認** を行うとともに、
- ③ **販売記録の作成** を行うことが義務付けられます。

令和元年12月20日付で消防庁(危険物保安室長)から発出された通知文(「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」)をご確認下さい。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



※イラストは、総務省消防庁より抜粋

不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。

(緊急時は110番)

【お問合せ先】

佐世保市消防局予防課(保安係) TEL 0956-23-9257(直通)